

# 学校いじめ防止基本方針

令和5年度

県立十日町高等学校全日制

# 新潟県立十日町高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日 制定

平成 31 年 3 月 31 日 改定

令和 3 年 11 月 18 日 改定

## 1 基本理念

本校では、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る」問題であると認識し、生徒の尊厳を守りながら、全ての教職員が、いじめのない学校づくりに向けて組織的に取り組みます。

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者・地域・関係機関と連携しながら、教育活動の中で防止対策を行い、「いじめの起こらない学校づくり」を目指します。また、いじめの疑いを発見し、または通報を受けた場合には組織的な対応を行います。

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し対応するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の、外部の関係諸機関と連携して対処します。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて行動します。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとします。

## 2 いじめの考え方

「いじめ防止対策推進法」及び「新潟県いじめ等の対策に関する条例」に基づきます。

### ○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項）

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

### ○いじめ等の禁止（新潟県いじめ等の対策に関する条例第4条）

児童等は、いじめ等を行ってはならない。

### ○学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 組織的な対応について

○「いじめ対策委員会」を組織し、全ての教育活動を通じていじめの未然防止を図るとともにいじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報窓口とします。また、その中心的な役割を果たす「いじめ対策推進教員」を1名配置します。

○「いじめ対策委員会」は、いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合にいじめの認知を判断し、当該生徒の支援・指導、保護者及び外部機関等との連携を組織的に行い、いじめの解消及び再発防止に向け行動します。

○いじめ等生徒指導上の諸問題への対応に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、共通理解のもと個々の事案に適切に対応できるようにします。

#### 4 いじめの防止について

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資するとの認識のもと、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- 生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努めます。
- 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力をしながら問題解決を図る意欲や態度等、生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくります。
- 生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成に努めます。
- 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、当該の生徒及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであること、またいじめが刑事罰の対象となり得ること、損害賠償責任が発生し得ること等について実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を行います。
- 生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等で学校いじめ対策組織への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。
- 生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止します。
- 特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的にを行います。

#### 5 いじめの早期発見について

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努めます。
- 生徒が自らSOSを発信した場合、生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。
- 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して生徒の見守りを継続します。

#### 6 いじめへの対処について

- いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」を中核として組織的に対応し、いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通します。
- いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導します。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図ります。特に、保護者に対しては誠意ある対応を心がけ、責任をもって説明します。
- いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があると認識し、いじめの解消に向けて行動します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。(いじめ類似行為にあつては、(1)により解消を判断する)
  - (1) いじめに係る行為が止んでいること  
いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。ただし「いじめ対策委員会」において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。
  - (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護

者に面談等で確認し、認められること。

- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について日常的に注意深く観察します。
- 重大事態が発生した場合、速やかに知事に報告し、県教育委員会と連携して対処します。

#### **7 家庭、地域との組織的な連携・協働について**

- より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進します。
- 学校評議員会等で、いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進めます。

新潟県立十日町高等学校「いじめ防止基本方針」実践のための行動計画

平成26年4月1日 策 定  
 平成29年3月17日 一部改定  
 平成31年4月1日 一部改定  
 令和3年11月18日 一部改定

1 組織的な対応について

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの未然防止、早期の発見及び対応のため、下表のとおり「いじめ対策委員会」を設置する。

構成 及び 人員								
教頭	いじめ対策 推進教員	養護教諭	生活指導	SC	1 学年	2 学年	3 学年	計
1	1	1	1	1	1	1	1	8

(2) 実施する取組

① 未然防止対策

- 全体指導計画に基づく指導を行うとともに、年間を通して必要に応じた指導及び啓発を行う。また、生徒が自主的に行う活動を支援する。
- いじめ対策推進教員が中心となり、いじめの未然防止に向けての全体指導計画を立案する。
- いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。
- 要配慮生徒への支援方法を決定する。（特別支援委員会と情報共有）

② 早期発見対策

- 全職員が「いじめ見逃しゼロ」の意識で生徒指導を行い、職員は問題を一人で抱え込むことなく組織的に対応を進める。
- いじめの状況を把握するためのアンケートを定期的実施し、分析結果を全職員で共有する。
- ネットトラブルの有無について、ネットパトロールの結果等を情報共有したり、アンケートや面談等で把握したりし、情報を全職員で共有する。

③ 事案発生時の対応

「いじめ防止対策推進法」に則り対応する。（別紙「いじめ対応フローチャート」参照）

<事実確認、いじめ認知及び報告>

◇事実確認

- いじめが疑われる行為を認知した職員は速やかに校長に報告する。
- 校長は、関係生徒等への聞き取り及び事実確認を、複数職員で行うことを指示する。
- 校長は、必要に応じて緊急アンケートを実施する。

◇いじめ対策委員会の開催

- 聞き取りを行った職員は校長に報告し、校長はいじめ対策委員会の開催を指示する。
- いじめ対策委員会は、いじめ認知の有無を決定する。
- いじめ対策委員会は、重大事態としての対応の有無を決定する。

◇報告・連絡他

- いじめを認知した場合及び重大事態として対応が必要な場合、校長は速やかに県教育委員会に報告するとともに、専門家の活用等について相談するなど緊密に連携する。
- いじめ対策委員会の結果は、速やかに全職員で情報を共有する。
- 必要に応じて外部機関（警察、児童相談所、医療機関等）に情報提供し、対応について連携する。

◇関係生徒及び保護者への対応等

- 被害生徒は安全確保を最優先に保護者に引き渡す。また特別な事情がない限り認知当日中に保護者へ状況等を説明するとともに、学校と連携した生徒の安全確保、見守り及び支援を依頼する。
- 加害生徒保護者へは特別な事情がない限り、認知当日中に状況等を説明するとともに、学校と連携した見守り及び支援を依頼する。また、生徒に対する以後の学校の対応について連絡する。

<指導方針の決定、指導体制の確立>

◇いじめ解消に向けた指導方針等の決定

- いじめ対策委員会は、県教育委員会の指導を受けながら、外部機関との連携の有無を含め、当該生徒（被害者、加害者、観衆、傍観者等）への対応方針を決定する。

- ・校内各組織（学年部、生活指導部、スクールカウンセラー、特別支援委員会等）は、いじめ対策委員会の結果を踏まえ、いじめ解消に向けた指導・支援計画を作成し、対応する。
- ・必要に応じ、PTA及び地域と連携し、当該生徒の指導・支援を行う。

#### ◇いじめ解消

- ・いじめ対策委員会は、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること、及び②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと確認された時、いじめが解消している状態であると判断する。  
なお、いじめ類似行為にあたっては、①により解消を判断する。
- ・例えばいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該生徒について引き続き日常的に注意深く観察する。

#### ④職員研修等

- ・いじめ対策推進教員が中心となり、すべての教職員が法及び県条例の内容を理解し、いじめの未然防止、早期発見対策、事案発生時からいじめ解消までの対応等に関する全教職員対象の校内研修会を定期的実施する。（校内研修においては、「生徒指導研修資料」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を提示し、年3回以上実施する。）

### (3) 取組の評価

学校自己評価で、いじめ対策委員会の取組が計画的に進んでいるかを評価する。

## 2 いじめの未然防止に向けて

### (1) 計画的な指導

学校組織としていじめ問題への取組の評価を実施し、速やかに結果に基づいた改善を図る。

### (2) いじめの起こらない学校づくり

#### ① 学級づくり及び学習指導の充実

- ・「帰属意識」、「規範意識」の向上を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・実態を踏まえ、「自信」、「コミュニケーション能力」を高める授業を目指すことで、ひとり一人が意欲的に取り組めるよう努める。

#### ② 道徳教育と特別活動の充実

- ・教育活動全体の中で、人間としての在り方・生き方等の道徳教育を一層充実させ、豊かな心を育み、人としての生き方の自覚、道徳性を育成する。また、「生きるV」等を活用し、人としてすべきこと及びしてはならないことを教え、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ・集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通して、いじめ根絶を呼びかける運動など生徒の主体的な活動を推進する。
- ・校長講話、全校集会、学年集会をとおしていじめについて考えさせる機会を設定し、いじめ根絶の気運を醸成する。

#### ③ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・生徒ひとり一人が、人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面で丁寧に指導する。
- ・教職員自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることがないように、教職員ひとり一人が人権感覚を磨く。
- ・いじめをさせないという学校、学級、部活動等の雰囲気づくりを心がけ、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

#### ④ 保護者・地域との連携

- ・PTA総会等において、保護者へ「いじめ防止基本方針」を周知し、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民の集い」への参加を促すなど、保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・HP等を通じて、保護者・地域に対し「いじめ防止基本方針」を周知する。

### (3) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ② 発達障害等。障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導する。

### (4) ネットいじめへの対応

- ① スマートフォン等の通信機器は、緊急時を除いて学校内での使用を禁止する。
- ② 情報・家庭科・LHR等で、生徒にネットの利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方

や有害サイトにアクセスしないこと等を指導する。特に、次については重点的に指導するとともに、早期発見に資する環境づくりに努める。

- ・ SNS等、インターネット上に個人情報やむやみに掲載しないこと。
  - ・ SNS等、インターネット上に他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
- ③ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器等の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発する。また、PTAと連携して情報機器の適切な使用に関する研修会を実施する。

### 3 いじめの早期発見に向けて

#### (1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。いじめを軽視したり、隠したりせず、積極的に認知する。
- ② 日頃から、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。

#### (2) 早期発見のための手立て

- ① 生徒、保護者が様々な悩みについて、気軽に相談できる体制を整備し、安心して学校生活を送ることができるように配慮する。また、教育相談週間を定期的に設定し、生徒面談や三者面談等を行う。
- ② 学年で情報交換会を設定し、気になる生徒情報を共有した内容を教職員全体で共有し、組織的に対応できる体制を整備する。
- ③ 教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整備する。
- ⑤ 生徒が安心して、いじめを訴えられる「アンケート調査」を定期的に実施する。

### 4 いじめの早期解決に向けて

#### (1) 早期解決のための認識

- ① 被害生徒や保護者に対し、徹底して安全を確保することや秘密を守ること等を伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② 加害生徒に対しては毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

#### (2) 早期解決のための対応

いじめ対策委員会が中心となり、学年部及び生活指導部等と連携し、関係生徒への聴取や緊急アンケートにより、事実関係について迅速かつ的確に調査する。また必要に応じて、県教育委員会から職員の派遣を受けるなど、外部機関とも連携する。

#### (3) 生徒・保護者への支援

- ① 被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求め、いじめ事案の情報共有をする。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ 解決したと思われる場合でも、継続して十分注意し、指導・援助する。
- ④ 解決については、いじめられた生徒及び保護者の意向等を十分に踏まえ、いじめ対策委員会で決定する。
- ⑤ 加害生徒が抱える問題などいじめ発生の背景にも注目し、当該生徒が十分反省し二度といじめを起こさないよう、学校と保護者が協力して継続的に指導・援助する。

#### (4) いじめの周辺生徒（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度について理解させる。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせよう勇気を持つように伝える。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① インターネット上のいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有し、教育委員会と連携しながら、速やかに当該いじめに関わる情報の削除を求める等の対応を行う。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (6) 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

**(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて**

- ① 単に謝罪のみで解決とせず、継続的に双方の生徒を観察し、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

**5 重大事態への対応**

- (1) いじめ対策委員会で、重大事態として対応が必要であると判断したとき、速やかに県教育委員会に報告するとともに必要に応じて所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、必要に応じて弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、いじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携し、学校組織を挙げて行う。
- (4) 被害生徒や保護者及び加害生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係及び経過報告等について、適時・適切な方法により、丁寧にその説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、全保護者に適時・適切に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。